

○東総地区広域市町村圏事務組合事務分掌規則

令和4年2月15日
規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、東総地区広域市町村圏事務組合事務局設置条例(昭和51年条例第3号)の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を分掌させるための組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(課の設置及び事務分掌)

第2条 事務局に別表の左欄に掲げる課を設置し、その事務分掌は、おむね当該右欄に掲げるとおりとする。

(職制)

第3条 事務局に事務局長及び課長を置く。

2 前項に規定するもののほか、必要に応じ参事、主幹、副主幹、主査、副主査、主任主事、主事及び衛生技術員を置くことができる。

(事務分担)

第4条 事務局長は、所属職員(課長以上の職にある職員を除く。)の事務分担を定め、管理者に報告しなければならない。これを変更した時も同様とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(東総地区広域市町村圏事務組合事務分掌規則の廃止)

2 東総地区広域市町村圏事務組合事務分掌規則(平成19年規則第4号)は、廃止する。

別表

課の名称	主な事務分掌
総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事務局及び課の庶務に関する事。 2. 人事、給与等に関する事。 3. 財政に関する事。 4. 特別会計の総合調整に関する事。 5. 東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計に関する事。 6. 東総地区ふるさと市町村圏基金に関する事。 7. 契約に関する事。 8. 財産管理に関する事。 9. 企画に関する事。 10. 調査統計に関する事。 11. 組合議会に関する事。 12. 会計管理者の権限に属する事務に関する事。 13. 監査委員の権限に属する事務に関する事。 14. その他、前各号に関連する事務に関する事。
環境施設課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 東総地区クリーンセンター及び東総地区最終処分場の管理運営に関する事。 2. 一般廃棄物処理事業特別会計（中継施設課が所管するものを除く。）に関する事。 3. 一般廃棄物広域ごみ処理施設緊急対策基金に関する事。 4. 一般廃棄物広域最終処分場緊急対策基金に関する事。 5. 一般廃棄物処理手数料に関する事。 6. 一般廃棄物処理施設の周辺環境整備に関する事。 7. その他、前各号に関連する事務に関する事。

中継施設課	<ol style="list-style-type: none">1. 旭中継施設及び匝瑳中継施設の建設及び管理運営に関すること。2. 一般廃棄物処理事業特別会計に関すること。3. 一般廃棄物処理手数料に関すること。4. 中継車両の運行に関すること。5. 一般廃棄物処理基本計画に関すること。6. 循環型社会形成推進地域計画に関すること。7. その他、前各号に関連する事務に関すること。
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------